副本

令和３年（行ウ）第２７７号　行政処分取消請求事件
原　　告　　フロントラインプレス合同会社
被　　告　　国（処分行政庁　運輸安全委員会事務局長）

準備書面(12)

令和６年１０月２３日

東京地方裁判所民事第２部Ａｅ係　御中

被告指定代理人　　星　野　郁　也
荒　木　真希子
杉　山　勇　二
福　井　靖　則　代
石　田　達　朗　代
小　坂　真　広　代

第１　乙①１の文書について　……5
第２　乙①２ないし６の各文書について　……8
第３　乙①７の文書について　……10
第４　乙①８の文書について　……12
第５　乙①９及び１０の文書について　……14
第６　乙①１１及び６０の文書について　……16
第７　乙①１２及び６１の文書について　……16
第８　乙①１３及び５９の文書について　……18
第９　乙①１４、２７及び４１の文書について　……18
第１０　乙①１５、２８及び４２の文書について　……19
第１１　乙①１６及び４３の文書について　……20
第１２　乙①１７、１８、２２、２３、２９、３０、３５、３６、４４、４８、４９、５３及び５４の文書について　……21
第１３　乙①１９、２４、３１、３７、５０及び５５の文書について　……22
第１４　乙①２０、３２及び３８の文書について　……23
第１５　乙①２１、２６、３３、４０、４７、５２及び５７の文書について　…24
第１６　乙①２５及び５１の文書について　……24
第１７　乙①３４の文書について　……25
第１８　乙①３９の文書について　……27
第１９　乙①４５の文書について　……27
第２０　乙①４６及び５６の文書について　……28
第２１　乙①５８の文書について　……29
第２２　乙①６２、６９ないし７６、８０、８２、８４ないし８７、８９ないし９４、９７、９８及び１００の文書について　……30
第２３　乙①６３、８１及び８３の文書について　……32

第２４　乙①６４の文書について　……33
第２５　乙①６５の文書について　……33
第２６　乙①６６の文書について　……35
第２７　乙①６７の文書について　……35
第２８　乙①６８の文書について　……37
第２９　乙①７７ないし７９及び８８の文書について　……38
第３０　乙①９５、９６及び１０１の文書について　……39
第３１　乙①９９の文書について　……41
第３２　乙①１０２の文書について　……41
第３３　乙②１の文書について　……42
第３４　乙②２の文書について　……45
第３５　乙②３の文書について　……45
第３６　乙②４ないし２７、２９、３０及び３４の文書について　……47
第３７　乙②２８の文書について　……49
第３８　乙②３１の文書について　……49
第３９　乙②３２及び３３の文書について　……51
第４０　乙②３５の文書について　……53
第４１　乙②３６の文書について　……53
第４２　乙②３７の文書について　……53
第４３　乙②３８の文書について　……55
第４４　乙②３９の文書について　……56
第４５　乙②４０の文書について　……57
第４６　乙②４１の文書について　……58
第４７　乙②４２の文書について　……60
第４８　乙②４３の文書について　……60

第４９　乙②４５及び４７の文書について　……61
第５０　乙②４６の文書について　……63
第５１　乙②５１の文書について　……64
第５２　乙②５２の文書について　……64
第５３　乙②５３の文書について　……66
第５４　乙②５４の文書について　……67
第５５　乙②５５の文書について　……67
第５６　乙③１及び２の文書について　……69
第５７　乙③３の文書について　……70
第５８　乙③４の１（乙③４につき、※４及び※５部分の訂正後のもの）の文書について　……71
第５９　乙③５ないし７及び９の文書について　……72
第６０　乙③１０の文書について　……72
第６１　乙③１１の文書について　……74
第６２　乙③１２の文書（メモリーカードの内容）について　……74
第６３　乙③１４の文書について　……75
第６４　乙③１５ないし１７の文書について　……76
第６５　乙④１の文書について　……77
第６６　乙④２の文書について　……79
第６７　乙④３、４、８及び９の文書について　……80
第６８　乙④５の文書について　……82
第６９　乙④６の文書について　……84
第７０　乙④１０の文書について　……86
第７１　乙④１１の文書について　……87
第７２　情報公開法５条１号本文の意義　……88

被告は、本準備書面において、本件対象文書のうち不開示とした部分について、情報公開法５条２号、５号及び６号に該当する不開示部分に係る不開示事由の主張(後記第１ないし第７１)並びに情報公開法５条１号該当性についての主張(後記第７２)を補充する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第１　乙①１の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、運輸安全委員会の事故調査部門が、第五十八寿和丸に関する事故調査について、調査委託の可否や委託先候補であった団体の適性等を検討するために作成した文書であり、当該団体の技術レベル及び現実的な作業可能性等についての検討内容等が記載されたものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

調査委託先候補であった研究調査実施機関の名称及び所在地。

(2)　「その余」について

前記研究調査実施機関の研究調査の内容、手法及び結果並びにこれらに関する運輸安全委員会の事故調査部門による検討内容等。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

調査委託先候補であった研究調査実施機関の名称等を開示すると、当該団体が運輸安全委員会の事故調査部門による調査に協力したとの臆測に基づいて、外部からの干渉や不当な批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

ア 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

運輸安全委員会は、調査委託先の検討に当たっては、技術レベルや現実的な作業可能性を始めとして、当該団体の適性について幅広い事項につき率直に意見を交換し、検討をしており、かつ、そのような意見交換や検討の内容が事故調査部門以外の者に開示されることはおよそ予定していないところである。そのような意見及び検討の内容が開示されることとなれば、運輸安全委員会の船舶事故調査官(以下「調査官」という。)が、事実とは異なる臆測や混乱を招く危険を懸念するとともに、調査委託先として検討している団体に対する外部からの指示、干渉、不当な圧力、報道関係者からの過度な取材、周辺者からの詮索等の危険を懸念し、幅広い検討を自制・ちゅうちょし、調査委託先の選定に当たっての検討が不十分になるなど、運輸安全委員会としての自由な意思形成が阻害され、ひいては、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、運輸安全委員会は、常設の事故調査機関であり、将来にわたり同種の審議、検討を行うことが予定されているところ、一たび、調査委託先の検討に係る情報が開示されれば、その後に事故が発生し、同委員会による事故調査が行われるに際して、調査委託先の検討という事故調査における重要な事項につき、調査官が、検討内容が開示される可能性を意識することで萎縮し、将来にわたり、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

事故調査を委託するに当たって、調査委託先候補であった団体の技術レベル等の適性について、運輸安全委員会による検討段階の内容を明らかにすると、臆測に基づいて事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

調査委託先候補であった団体についての検討内容が開示されると、調査官及び委員による忌憚のない意見が明らかとなることで、当該団体が望まない社会的関心を集める可能性があり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、調査委託先として選定の可能性がある団体との信頼関係が築けなくなり、その結果、調査委託先の候補となり得る団体が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査委託を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明という事務の適正な遂行が困難となる。

また、前記アで述べたとおり、調査官が、調査委託について幅広い検討を自制・ちゅうちょすることになると、事故原因の究明が困難となり、そうなれば、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となって、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

加えて、事故調査の分野においては、調査の過程で入手した情報等の開示について、厳格な制限が課せられているところ（乙１８「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び勧告される方式に関するコード（事故調査コード)」2.15.1、2.15.4、13.2、 23.1、23.2、25.2、乙１９の１及び２「国際民間航空条約第13附属書」5.12b)1)、5.12b)6)、5.12.1、5.12.4、5.12.6、6.2参照)、このような国際ルールがある中で、事故調査において提供された情報の内容が、厳格ではない水準で開示されることとなれば、日本が国際ルールに準拠せずに事故調査を行っている国

であると誤解され、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失うことになる。その結果、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になるとともに、情報が開示されることへの懸念から詳細な情報を提供することを控えるなどの萎縮効果が働き、正確な事実の把握を困難にし、適確な事故調査という同委員会の目的が達成されないおそれがあり、その意味でも、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第２　乙①２ないし６の各文書について

１　各文書の性質及び内容

調査の委託先候補であった団体が保有し、事故調査に用いる可能性のあった機材に係る性能及び具体的な作業手順などが記載されたもので、運輸安全委員会の事故調査部門が、調査委託先の選定に当たって入手したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

調査委託先の選定等に当たって基礎とした文献の名称及び改定時期。

(2)　「※２部分」について

調査委託先候補であった研究調査実施機関の名称等。

(3)　「その余」について

調査委託先候補であった研究調査実施機関が行っている試験研究の内容、保有する機材の性能、具体的な作業手順等。

３　不開示事由該当性

(1)　「※２部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

前記第１の３(1)に同じ。

(2) 「※１部分」及び「その余」について

ア 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

調査委託先の選定に当たっては、技術レベルや現実的な作業可能性を始めとして、当該団体の適性について幅広い事項につき率直に意見を交換し、検討する必要があるところ、上記各文書は、そのような幅広い事項にわたる率直な意見交換及び検討の基礎とされた文献である。具体的には、当該団体が、その試験研究に関し保有していた機材であって、事故調査に使用される可能性のあった機材についての性能や作業手順等が詳細に記載されており、このような検討過程において基礎とされた情報が開示された場合、運輸安全委員会の調査の方向性、調査手法、調査範囲及び調査上知り得た情報等が明らかとなり、将来の事故調査において、調査事項が推測され得ることで、外部からの干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれがある。

イ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

事故調査を委託するに当たって、委託先候補であった団体の試験研究の内容や、技術レベル等が明らかになるような情報を開示すると、臆測に基づいて事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

ウ 「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

上記各文書に記載されている調査委託先候補であった団体の試験研究の

内容や技術レベル等に係る情報が開示されると、当該団体が望まない社会的関心を集める可能性があり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、調査委託先として選定の可能性がある団体との信頼関係が築けなくなり、その結果、調査委託先の候補となり得る団体が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査委託を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、前記第１の３(2)ウで述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第３　乙①７の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸が積載していた漁網の数量、種類、各漁網の寸法、材質、編み目の大きさ及び積算重量等が記載されたもので、酢屋商店の関係者が任意に提出した資料を基に、情報提供者が作成し、提供したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

情報提供者の名称。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の搭載していた漁網の数量、種類、各漁網の寸法、材質、編み目の大きさ及び積算重量等、また、情報提供のあった日付。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

事故調査に協力した者の名称等を開示すると、同人が外部からの干渉や不当な批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条2号イ)に該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、カツオマグロ業を行う競合他社に、酢屋商店がカツオマグロ業において使用する漁網の種類や数量等、同社の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

運輸関係の事故等は様々な要因が複雑に絡み合って発生する場合が多く、調査段階における情報収集は、原因に関係のある可能性が定かではないものまで含め、幅広く収集する必要があるところ、収集した情報の内容を明らかにすると、事故原因について事実とは異なる臆測や混乱を招くおそれがあるとともに、調査官の情報収集の精度や知見等に対し、いわれのない誹謗中傷等がされるおそれがあることから、今後の事故調査において、調査官が、幅広い情報収集を自制・ちゅうちょし、それを基にした、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目

を集める傾向にあるところ、前記イのとおり、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集することになる。そのように幅広く収集された情報のうち、漁網の重量に係る情報を開示することは、漁網等の搭載物と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

エ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

本文書に記載された情報の内容が開示されると、本件事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれがあり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、事故調査に係る協力依頼先との信頼関係が築けなくなり、その結果、協力依頼先が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、前記第1の3(2)ウで述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の適確な事故調査という目的が達成されないおそれがある。

第4　乙①8の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸と関連性を有する他の船舶について、旧横浜地方海難審判理事所が第三者に照会を行ったところ、当該第三者が任意にした回答である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

回答をした第三者の氏名、役職及び所属する法人(企業)の名称。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告の令和６年７月１７日付け準備書面(11)（以下「被告準備書面(11)」という。６ページ）で述べたとおりである。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸と関連性を有する他の船舶に係る情報、また、回答のあった日付。

3　不開示事由該当性(「その余」について)

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

本文書には、第五十八寿和丸と関連性を有する他の船舶を所有する企業、建造した企業、また、照会に回答した者が所属する企業と上記他の船舶との関連性に係る情報が記載されており、開示されれば、上記各企業のノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

(2)　「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

第五十八寿和丸と関連性を有する他の船舶に関する具体的な情報を開示すると、当該他の船舶の関係者が、本件事故の原因について周囲から詮索をされたり、臆測に基づく報道がなされて社会的評価が低下するなど、前記(1)で述べた各企業に不利益を及ぼすおそれがある。

(3)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、運輸安全委員会が、本件事故の

原因究明調査に当たって、第五十八寿和丸と、どのような関連性を有する他の船舶について、いかなる情報を入手したかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、手法等が明らかになる。そして、調査の方向性及び調査手法が明らかになれば、将来の事故調査において、調査事項が推測され得ることで、外部からの干渉及び不当な圧力を受けることにより、これを懸念する調査官が同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因と直接関係するか定かでない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、第五十八寿和丸と関連性を有する他の船舶に関する情報を開示することは、記載された他の船舶の特徴と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(5) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第５　乙①９及び１０の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸に係る船舶国籍証書及びこれに付属する検認指定書であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「所有者欄」について

酢屋商店の所在地。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の船舶番号、証書番号、同船の船籍港、同船を建造した造船所の名称、同船各所の容積、証明及び検認の日付等が記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「所有者欄」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、酢屋商店の所在地を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、酢屋商店が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

上記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、第五十八寿和丸の性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

第３の３ (2) イに同じ。

ウ　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

上記各文書に記載された情報の内容が開示されると、酢屋商店の関係者が望まない形で社会的関心を集めるおそれがあり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、事故関係者との信頼関係が築けなくなり、その結果、事故関係者が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、前記第１の３ (2) ウで述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の適確な事故調査という目的が達成されないおそれがある。

第６　乙①１１及び６０の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸に係る船舶検査証書であり、本件事故の調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の船舶番号、同船の船籍港、証書の発行日及び航行上の条件等が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第５の３ (2) に同じ。

第７　乙①１２及び６１の文書について

1　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の船舶番号、同船の船籍港、航行上の条件、検査の結果等が記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

前記第５の３(2)アに同じ。

(2)　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第５の３(2)イに同じ。

(3)　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目を集める傾向にあるところ、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、第五十八寿和丸の検査結果等、性能・属性に係る情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(4)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第８　乙①１３及び５９の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸に係る動力漁船登録票であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「所有者欄・使用者欄」について

酢屋商店の所在地、第五十八寿和丸を使用する法人の名称及び所在地。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の漁業種類・用途、無線性能、同船を建造した法人の名称・所在地、同船の機関の型式等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「所有者欄・使用者欄」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、酢屋商店の関係者の所在地や、同船を使用する法人の名称及び所在地を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

前記第５の３(2)に同じ。

第９　乙①１４、２７及び４１の文書について

１　文書の性質及び内容

酢屋商店が所有する第五十八寿和丸及びその僚船以外の船舶（以下「他の船

舶」という。)に係る船舶検査証書であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

他の船舶の船種、名称、船舶番号、同船の船籍港、総トン数及び全長、同船を所有する法人の名称、航行上の条件、証書の交付日等が記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

上記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、酢屋商店が所有する船舶に係る性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

(2)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

(3)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第１０　乙①１５、２８及び４２の文書について

1　文書の性質及び内容

他の船舶に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

他の船舶の船舶番号、型式、構造、航行上の条件、検査の結果等が記載され

ている。

3　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

前記第９の３(1)に同じ。

(2)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第９の３(2)に同じ。

(3)　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、他の船舶に係る検査に係る情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(4)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第１１　乙①１６及び４３の文書について

1　文書の性質及び内容

他の船舶に係る動力漁船登録票であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「所有者欄・使用者欄」について

他の船舶を所有する法人の所在地、同船を使用する法人の名称及び所在地。

(2) 「その余」について

他の船舶の漁業種類・用途、無線性能、同船を建造した法人の名称・所在地、同船の機関の型式等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「所有者欄・使用者欄」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

前記第8の3(1)に同じ。

(2) 「その余」について

前記第9の3に同じ。

第12 乙①17、18、22、23、29、30、35、36、44、48、49、53及び54の文書について

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の僚船(以下「僚船」という。)に係る船舶国籍証書及びこれに付属する検認指定書であり、本件事故調査に際し、第五十八寿和丸及び僚船を所有する酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「所有者欄」について

酢屋商店の所在地。

(2) 「その余」について

僚船の船舶番号、証書番号、僚船の船籍港、僚船を建造した造船所の名称、同船各所の容積、証明及び検認の日付等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「所有者欄」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるも

の」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第５の３(1)に同じ。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、酢屋商店が所有する僚船に係る性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第１３　乙①１９、２４、３１、３７、５０及び５５の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査証書であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の船舶番号、同船の船籍港、航行区域又は従業制限、最大搭載人員数等が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第１２の３(2)に同じ。

第１４　乙①２０、３２及び３８の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の船舶番号、型式、構造、航行上の条件、検査の結果等が記載されている。

３　不開示事由該当性

⑴　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

前記第１２の３⑵アに同じ。

⑵「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

前記第１２の３⑵イに同じ。

⑶　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目を集める傾向にあるところ、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、僚船の検査に係る情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

⑷　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第１５　乙①２１、２６、３３、４０、４７、５２及び５７の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船に係る動力漁船登録票であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「所有者欄・使用者欄」について

僚船を所有する法人の所在地、僚船を使用する法人の名称及び所在地。

(2)　「その余」について

僚船の漁業種類・用途、無線性能、僚船を建造した法人の名称・所在地、僚船の機関の型式等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「所有者欄・使用者欄」について

前記第８の３(1)に同じ。

(2)　「その余」について

前記第１２の３(2)に同じ。

第１６　乙①２５及び５１の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の船舶番号、型式、構造、航行上の条件、検査の結果等が記載されている。

3　不開示事由該当性

前記第１２の３(2)に同じ。

第１７　乙①３４の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、僚船の完成図書の一部である同船の一般配置図であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。なお、一般配置図とは、船舶の全体を図面で表したもので、船舶の形状、寸法、内部構造、仕様等が記載されている。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

酢屋商店の所在地。

(2)　「※２部分」について

僚船を設計した法人の名称。

(3)　次長、課長欄

僚船の設計関係者の姓。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（７ページ）で述べたとおりである。

(4)　「その余」について

僚船の船舶の形状、寸法、内部構造、仕様等が図面により記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」及び「※２部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を

起こした第五十八寿和丸及びその僚船を所有する法人の所在地や、僚船を設計した法人の名称を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、僚船の性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

また、一般配置図を含む完成図書は、当該船舶の構造、性能等の情報が詳細に記載された資料であって、一般的に当該船舶を建造した造船所(以下「建造造船所」という。)が著作権を有する。本来であれば、本船用が当該船舶に備え付けられて、運航、保守、修復等必要の際に使用され、船主用が船主ないし造船所において保管され、船舶の保守点検や、改造の際の資料として使用されるもので、これが開示されれば、漁船を設計する競合他社において、僚船を設計した建造造船所の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

イ 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情

報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第１８　乙①３９の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、僚船に係る立入検査記録簿であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の船舶番号、同船の船籍港、中間検査において行われた設備確認の結果等が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第１４の３に同じ。

第１９　乙①４５の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査証書であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

僚船の所有者の名称。

(2)　「その余」について

僚船の船舶番号、同船の船籍港、航行区域又は従業制限、最大搭載人員数等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」

(情報公開法５条５号) に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした僚船の所有者の名称を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

前記第１２の３ (2) に同じ。

第２０　乙①４６及び５６の文書について

1　文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1) 「※部分」について

僚船の所有者の名称。

(2) 「その余」について

僚船の船舶番号、同船の船籍港、検査の結果等が記載されている。

3　不開示事由該当性

(1) 「※部分」について

前記第１９の３ (1) に同じ

(2) 「その余」について

前記第１４の３に同じ。

第２１　乙①５８の文書について

１　文書の性質及び内容

酢屋商店が加入していた漁船保険に係る文書であり、情報提供者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方の名称、所在地。

(2)　「その余」について

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約関係に係る情報、保険の手続きに当たって収集された本件事故に係る情報、損害調査の内容等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸が加入していた漁船保険の契約相手方法人の名称や所在地を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、酢屋商店が加入していた漁船保険の契約内容等が明らかになり、同法人に

おける事故等の危機管理に係るノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

また、保険の契約相手方法人が保険の手続きに当たって収集した情報、損害調査の内容が開示されれば、同法人の有するノウハウが、漁船保険を取り扱う競合他社に流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目を集める傾向にあるところ、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かでない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、漁船保険に係る情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

エ　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第２２　乙①６２、６９ないし７６、８０、８２、８４ないし８７、８９ないし９４、９７、９８及び１００の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の完成図書の一部であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」及び「※１部分」について

第五十八寿和丸を設計した法人の名称。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の構造、性能、搭載品、艤装品等に係る詳細な情報が記載されている。なお、僚船の設計関係者の姓も記載されているが、同記載部分は情報公開法５条１号の不開示事由に該当する。

3　不開示事由該当性

(1)　「※部分」及び「※１部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸を設計した法人の名称を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

前記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、第五十八寿和丸の性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、同船を所有する法人の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

また、完成図書は、当該船舶の構造、性能等の情報が詳細に記載された

資料であって、一般的に建造造船所が著作権を有する。完成図書は、本船用が当該船舶に備え付けられて、運航、保守、修復等必要の際に使用され、船主用が船主ないし造船所において保管され、船舶の保守点検や、改造の際の資料として使用されるものであり、一般に公開されることが予定されていないものであるところ、これが開示されれば、漁船を設計する競合他社において、第五十八寿和丸を設計した法人の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

イ　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第２３　乙①６３、８１及び８３の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の完成図書の一部であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の機関室の構造、レイアウト、寸法、性能、搭載品等に係る詳細な情報が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第２２の３(2)に同じ。

第２４　乙①６４の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸が積載していた漁網の数量、寸法及び材質等が記載されたもので、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（８及び９ページ）で述べたとおりである。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の搭載していた漁網の数量、寸法、材質等。

３　不開示事由該当性

前記第７の３に同じ。

第２５　乙①６５の文書について

１　文書の性質及び内容

他の船舶の完成図書の一部である一般配置図であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

他の船舶を設計した法人の名称。

(2)　「その余」について

他の船舶の形状、寸法、内部構造、仕様等が図面により記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」

(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、他の船舶を設計した法人の名称を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部からの訪問を受けたり、郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

前記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、他の船舶の性能ないし漁獲量、漁船としての使用期間等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、同船を所有する法人の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

また、完成図書は、当該船舶の構造、性能等の情報が詳細に記載された資料であって、一般的に建造造船所が著作権を有する。完成図書は、本船用が当該船舶に備え付けられて、運航、保守、修復等必要の際に使用され、船主用が船主ないし造船所において保管され、船舶の保守点検や、改造の際の資料として使用されるものであり、一般に公開されることが予定されていないものであるところ、これが開示されれば、漁船を設計する競合他社において、他の船舶を設計した法人の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

イ　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第２６　乙①６６の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の漁船原簿抹消謄本であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「所有者欄、使用者欄」について

酢屋商店の所在地、使用者・造船所の名称及び所在地。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸の用途、型式、漁業種類・用途、無線性能等が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第８の３に同じ。

第２７　乙①６７の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の乗組員名簿であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の乗組員の氏名、生年月日、住所、電話番号が記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

漁船を安全に運行し、十分な漁獲を得るためには、船員を適切に配置する必要があり、２０トン以上の船舶で漁業を営む場合には、各総トン数に応じて、乗組員の海技資格の種別、人数が定められているところ、近年、漁業に就労する海技士の不足が深刻化しており、船員の確保が漁業会社の経営上の課題となっている。本文書が開示されれば、船内での役割等の記載から、雇用条件等を類推されることが考えられ、そうなれば、第五十八寿和丸を所有する酢屋商店の人材確保及び労務管理に係る情報が競合他社に流出することになり、他者がより有利な雇用条件を提示するなどして人材を確保することにより、酢屋商店における人材確保が困難となるおそれがある。

(2)「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸の乗組員名簿等乗組員の情報が開示されれば、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(3)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

本文書に記載された情報の内容が開示されると、酢屋商店関係者、第五十八寿和丸の乗組員及びその家族等が望まない形で社会的関心を集めるおそれがあり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、事故関係者と

の信頼関係が築けなくなり、その結果、事故関係者が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、前記第１の３(2)ウで述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の適確な事故調査という目的が達成されないおそれがある。

第２８　乙①６８の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の漁獲高に関係する数量等が記載された文書であり、本件事故調査に際し、情報提供者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の漁獲高について、ある一定期間における日ごと、漁場ごとに、魚種及び漁獲高に関係する数量が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、第五十八寿和丸の性能ないし漁獲量、漁ろうに係る技術・経験等酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

(2)　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

(3)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報

公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第５の３ (2) ウに同じ。

第２９　乙①７７ないし７９及び８８の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の定期検査及び追加工事に係る証明書であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「役職、氏名欄」について

工事完成等を証明する者の役職及び氏名。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸に係る追加工事等の内容等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「役職、氏名欄」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、第五十八寿和丸の工事を行った法人等が明らかになる情報を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

上記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社にお

いて、第五十八寿和丸の性能ないし漁獲量等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３０　乙①９５、９６及び１０１の文書について

１　文書の性質及び内容

本件事故とは関連性のない船舶の完成図書の一部である一般配置図であり、当該船舶の名称、構造に係る情報等が記載されている。

２　不開示部分に記載された情報

当該船舶の形状、寸法、内部構造、仕様等が図面により記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

各文書には、本件事故と何ら関連性のない船舶の構造等に係る詳細な情報が記載されており、開示されれば、当該船舶を所有する法人及び当該船舶を設計、造船した企業のノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

(2)「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」

(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故と関連性がない船舶に関する具体的な情報を開示すると、本件事故の原因について周囲から詮索をされたり、臆測に基づく報道がなされ、社会的評価が低下するなど、前記(1)で述べた各企業に不利益を及ぼすおそれがある。

(3)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、運輸安全委員会が、本件事故の原因究明調査に当たって、いかなる情報を収集をしたかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、本件事故とは関連性がない船舶に関する情報を開示することは、当該船舶と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(5)「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３１　乙①９９の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船の完成図書の一部である同船の一般配置図であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の船舶の形状、寸法、内部構造、仕様等が図面により記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第１７の３(2)に同じ。

第３２　乙①１０２の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の工事に係る証明書であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「各証明書１頁目下部」について

工事完成を証明する者の名称及び氏名。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸に係る工事等の内容等が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「各証明書１頁目下部」について

前記第２９の３(1)に同じ。

(2)　「その余」について

前記第２９の３(2)に同じ。

第３３　乙②１の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、僚船以外の漁船の乗組員から、当該漁船のパラシュートアンカーによる漂泊（パラ泊）及び操業に関すること及び事故当時の捜索救助や現場海域の状況等について、アンケート形式で回答を得た文書である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

聴取を行った公務員の電話番号(個人携帯の番号)。

(2)　「※２部分」について

前記１に係るアンケート調査を受けた者の氏名、役職等

(3)　「その余」について

僚船以外の漁船に係るパラ泊(パラシュートアンカーを用いた停泊方法)の詳細な事項、操業上の技術的・戦略的事項、事故の通報を受けた際の対応、第五十八寿和丸の遭難者・遺留品の発見状況等についての運輸安全委員会の事故調査部門による設問と、これに対する回答者の回答が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」が「当該事務(中略)の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

本情報は、回答者が回答の仕方が分からない場合など、緊急に問合せを行うことができるように計らう目的で、回答者限りで担当公務員の連絡先を伝えたものであるところ、一般に公開されていない当該情報が開示された場合、偽計・威迫・いたずらなどに利用されるおそれや問合せが殺到するなどのおそれがあり、運輸安全委員会の事故調査という事務の遂行に支障を生じる。

(2)　「※２部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがある

もの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本情報を見れば、協力者の所属する法人、団体等が類推されるところ、本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであり、事故調査に協力した者ないしその者が所属する法人、団体が明らかになれば、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(3) 「その余」について

ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

本文書に含まれているパラ泊に関する事項や操業に関する事項は、当該漁船の漁船操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、回答者の所属する法人の利益を害するおそれがある。

イ 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(情報公開法５条２号ロ)に該当すること

本アンケート調査については、本文書の冒頭に、「あなたが回答したとわかるかたちで公表したり、当委員会の担当船舶事故調査官以外の人に見せたりすることはありません」と明記していることから、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であり、かつ、事故原因調査に当たってアンケートに回答する場合、通常人としてはその内容を公にすることを望

まず、公にしないとの前提においてこそ率直な回答をするものと考えられるから、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも該当する。

ウ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、運輸安全委員会が、本件事故の原因究明調査に当たって、いかなる相手に対し、いかなる照会をしたかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、事故前に第五十八寿和丸が行っていたパラ泊に係る情報や、パラ泊を含む操業に係る事項、また、本件事故当時の対応に係る事項についての情報を開示することは、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

オ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３４　乙②２の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、福島海上保安部長が運輸安全委員会の事故調査部門に提供した本件事故に係る資料である。

２　不開示部分に記載された情報

乗組員の氏名が記載され、また、死亡者の氏名が特定された上で、着衣・遺体の状況等を撮影された写真が添付されている文書である。

３　不開示事由該当性

第２７の３ (2) に同じ。

第３５　乙②３の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故の原因に関連する事項につき、外部の試験研究機関が行った鑑定の結果等が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

鑑定の実施機関等の名称、担当者の氏名。

(2)　「その余」について

本件事故に関連する事項につき、鑑定の実施機関が、その試験研究により培った専門知識を基に、本件事故に関連するデータを物理的に分析した経過及びその結果の判断内容が記載されている。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」について

ア　「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報

公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであり、事故に関連する事項の鑑定をした団体が明らかになれば、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

イ　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

本文書に係る鑑定の実施機関が開示されると、その者が望まない形で社会的関心を集めるおそれがあり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、鑑定事項に関連する試験研究施設との信頼関係が築けなくなり、その結果、試験研究施設が鑑定の受託をちゅうちょないし拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、前記第１の３(2)ウで述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の適確な事故調査という目的が達成されないおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、運輸安全委員会が、本件事故の原因究明調査に当たって、どのような事項について、いかなる鑑定結果を入手したかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、

手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、運輸安全委員会が入手した鑑定の結果に係る情報を開示することは、鑑定事項と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３６　乙②４ないし２７、２９、３０及び３４の文書について

１　文書の性質及び内容

本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号及び役職等。

(2)　「その余」について

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口

語体で記載されている。

3　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号) に該当すること

前記第３３の３ (2) に同じ。

(2)　「その余」について

ア　「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（情報公開法５条２号ロ）に該当すること

運輸安全委員会の行う事故調査においては、当該調査の目的や、口述聴取した内容を目的外に使用しないことを説明した上で聴取をしていることから、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であり、かつ、事故原因調査に当たって聴取に応じる場合、通常人としてはその内容を公にすることを望まず、公にしないとの前提においてこそ率直な回答をするものと考えられるから、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも該当する。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号) があるものに該当すること

前記第３３の３ (3) ウに同じ。

ウ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号) があるものに該当すること

前記第３３の３ (3) エに同じ。

エ　「当該事務 (中略) の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情

報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３７　乙②２８の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸及び僚船の乗組員名簿であり、酢屋商店の関係者が、本件事故調査に際し、任意に提供したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の氏名。

(2)　「その余」について

各船の乗組員の船員番号、役職、氏名、生年月日、電話番号、住所及び郵便番号が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第２７の３に同じ。

第３８　乙②３１の文書について

１　文書の性質及び内容

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が本件事故について調査した結果に係る文書であり、情報提供者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方の関係者の姓。

(2)　「※２部分」について

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が、本件事故に係る調査の

ために口述聴取をした本件事故関係者の氏名及び役職等。

(3) 「※３部分」について

第五十八寿和丸の構造に係る情報及び同船を建造した法人の名称。

(4) 「その余」について

酢屋商店が加入していた漁船保険の契約関係に係る情報、保険の手続きに当たって事故関係者から聴取された本件事故に係る情報及び損害調査の内容等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「※１部分」及び「※２部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方法人の名称や同法人の調査に協力した者の氏名・所属先を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「※３部分」について

ア 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

第五十八寿和丸の構造に係る情報が開示されれば、関係者の望まない形で社会の耳目を集める結果となるおそれがあり、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事

故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第７の３(3)に同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

(3)　「その余」について

ア　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目を集める傾向にあるところ、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、漁船保険に係る情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第３９　乙②３２及び３３の文書について

１　文書の性質及び内容

本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載された文書である。

2　**不開示部分に記載された情報**

(1)　**「※１部分」について**

口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号。

(2)　**「※２部分」について**

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の一般配置図であり、第五十八寿和丸の設計関係者の名称等。

(3)　**「※３部分」について**

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の一般配置図であり、関係者の氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（８及び９ページ）で述べたとおりである。

(4)　**「その余」について**

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口語体で率直に記載されている。

3　**不開示事由該当性**

(1)　**「※１部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること**

前記第３３の３(2)に同じ。

(2)　**「※２部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること**

前記第２２の３(1)に同じ。

(3)　**「その余」について**

前記第３６の３(2)に同じ。

第４０　乙②３５の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の乗組員のうち、行方不明となっている者の戸籍・住民票の謄本ないし抄本である。

２　不開示部分に記載された情報

行方不明となった乗組員の氏名、本籍地、生年月日、家族関係及び住所等が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第２７の３(1)及び(2)に同じ。

第４１　乙②３６の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の乗組員のうちの２名についての資格関係等についての調査書である。

２　不開示部分に記載された情報

当該乗組員の氏名、生年月日、本籍地及び資格関係に係る情報が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第２７の３(1)及び(2)に同じ。

第４２　乙②３７の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の乗組員の配置につき、同船の完成図書の一部である一般配置図に手書きで記入することでこれを明らかにした文書であり、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

第五十八寿和丸の乗組員の船員室番号、役職、氏名、住所及び生死の別。

(2)　「※２部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(3)　「※３部分」について

第五十八寿和丸の設計関係者の名称等。

(4)　「その余」について

第五十八寿和丸の内部構造、船員居室の位置関係と、各乗組員の船室・居所との対応関係。

3　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

前記第２７の３(1)及び(2)に同じ。

(2)　「※３部分」について

前記第２２の３(1)に同じ。

(3)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

乗組員の居所・配置に関する事項は第五十八寿和丸の漁船操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、酢屋商店の利益を害するおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第４３　乙②３８の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故に関連して、運輸安全委員会の担当者が、事故関係者に対してした照会の内容と、当該関係者がこれに回答した内容が記載された文書である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

照会を受け、回答をした者の氏名、ファックス番号及び役職。

(2)　「※２部分」について

照会をした運輸安全委員会の公務員の電話番号。

(3)　「※３部分」について

第五十八寿和丸の乗組員の氏名、住所、電話番号及び経歴等。

(4)　「※４部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３ページ）で述べたとおりである。

(5)　「その余」について

第五十八寿和丸及び僚船の操業状況、乗組員の私的な情報等、照会をうけた者の率直な回答内容。

3　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

前記第３の３(1)に同じ。

(2)　「※２部分」について

前記第３３の３(1)に同じ。

(3)　「※３部分」について

前記第２７の３(2)に同じ。

(4)　「その余」について

ア　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３３の３(3)ウに同じ。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、第五十八寿和丸及び僚船の操業状況等に係る内容についての情報を開示することは、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第３３の３(3)オに同じ。

第４４　乙②３９の文書について

1　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の死亡した乗組員の死亡届である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(2)　「その余」について

死亡した乗組員の氏名、本籍地、生年月日及び死体検案結果等。

3　不開示事由該当性（「その余」について）

前記第２７の３(1)及び(2)に同じ。

第４５　乙②４０の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、海上保安庁が、本件事故につき、発覚時から捜索打切りまでの間、収集した情報を関係先に向けて連絡した文書である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(2)　「※２部分」について

乗組員の氏名、住所、役職及び生死情報。

(3)　「その余」について

第五十八寿和丸の捜索、乗組員の救助方法、救助活動の結果、捜索及び救助協力者に係る情報。

3　不開示事由該当性

(1)　「※２部分」について

前記第４３の３(3)に同じ。

(2)　「その余」について

ア　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因といえるか定かではない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、事故発生直後の錯綜した情報を開示することは、当該情報と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第４６　乙②４１の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故発生直後、第五十八寿和丸の捜索及び乗組員の救助に協力した船舶のリストであり、情報提供者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由は、情報公開法５条１号である。

(2) 「その余」について

第五十八寿和丸の捜索及び乗組員の救助に協力した船舶のうち、僚船以外の船舶の名称、全船舶の所属先。

3 不開示事由該当性(「その余」について)

(1) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、いかなる情報を収集したかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、第五十八寿和丸の捜索等に協力した関係者に係る事項、また、本件事故当時の対応に係る事項についての情報を開示することは、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(3) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３ (2) エに同じ。

第４７　乙②４２の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故発生直後、第五十八寿和丸の捜索及び乗組員の救助に協力した第三十一寿和丸による捜索・救助状況に係る情報であり、情報提供者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面 (11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(2)　「※２部分」について

第五十八寿和丸の設計関係者の名称等

(3)　「その余」について

乗組員の救助方法、結果、協力者に係る情報。

３　不開示事由該当性

(1)　「※２部分」について

前記第２２の３ (1) に同じ。

(2)　「その余」について

前記第４６の３に同じ。

第４８　乙②４３の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の乗組員で死亡した者の遺品を含む事故発生海区

における回収物のリストであり、情報提供者が任意に提出したものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(2)　「その余」について

事故発生海区における回収物の品目、数量等。

3　不開示事由該当性(「その余」について)

前記第４６の３に同じ。

第４９　乙②４５及び４７の文書について

1　文書の性質及び内容

本件事故に係る調査段階において収集した学術論文である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

収集した文献(学術論文)の題目、試験研究の内容。

(2)　「※２部分」について

試験研究を行った者の氏名、所属先及び役職。

(3)　「その余」について

試験研究の方法、内容、結果等。

3　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

ア　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、いかなる情報を収集したかが明らかになり、運輸安全委員会の行う調査における関心事、手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、原因との関連性が明確ではない試験研究の結果ないし学術論文に係る事項についての情報を開示することは、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

(2)　「※２部分」について

ア　「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、事故原因との関連性が明確ではない試験研究の結果ないし学術論文に係る事項についての情報を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて

広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

イ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

(3)　「その余」について

前記(1)に同じ。

第５０　乙②４６の文書について

１　文書の性質及び内容

本件事故の調査段階において収集した専門家の見解(メール)であり、当該専門家の試験研究の内容及び結果が記載されている。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

試験研究を行った者の氏名、所属先、役職、電話番号、メールアドレス。

(2)　「※２部分」について

当該専門家からのメールを受信した調査担当公務員のメールアドレス。

(3)　「その余」について

試験研究に基づく検討結果、当該専門家の見解等。

３　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

前記第４９の３(2)に同じ。

(2)　「※２部分」について

前記第３３の３(1)に同じ。

(3) 「その余」について

前記第４９の３(1)に同じ。

第５１　乙②５１の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故発生当時の気象・海象状況等について、気象庁から旧横浜地方海難審判理事所の海難審判庁理事官宛てに提出された回答である。

2　不開示部分に記載された情報

関係団体の電話番号及びファックス番号。

3　不開示事由該当性(「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること)

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、調査に協力して情報提供した団体の連絡先に係る情報を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

第５２　乙②５２の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故発生当時の気象・海象状況等について、僚船の関係者から、旧横浜地方海難審判理事所の海難審判庁理事官宛てに提出された回答の内容が記載されたものである。

2　不開示部分に記載された情報

(1) 「※部分」について

回答者の役職、氏名。

(2) 「その余」について

質問内容及び回答内容等。

3 不開示事由該当性

(1) 「※部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、情報提供した関係者に係る情報を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

ア 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

前記第４９の３(1)アに同じ。

イ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、調査に協力した関係者から提供を受けた情報の内容を開示することは、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第５３　乙②５３の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸を所有する酢屋商店が、同船についての運航計画を立て、それを記載していたスケジュール帳の写しであり、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸及び僚船の運航計画につき、日ごとに、場所、時間が記載されている。

３　不開示事由該当性（「その余」について）

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

船舶の運行計画は、従前の操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、酢屋商店の利益を害するおそれがある。

(2)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

(3)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報

公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第５の３ (2) ウに同じ。

第５４　乙②５４の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、僚船の航海日誌をまとめたものであり、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の航海・漁ろう状況につき、「年月日」欄及び「時刻」欄に記載された日時に、どの地点でどのようなことをしたか、また、その際の天気、風向、風力、気圧、水温等、漁ろうを行う上で重要な要素となる数値が記載され、備考欄には、漁獲高（魚種、数量）が記載されている。

３　不開示事由該当性

前記第５３の３に同じ。

第５５　乙②５５の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故に係る補充調査として、運輸安全委員会の事故調査部門が僚船の関係者に対し行った照会の内容及びそれに対する回答者の回答を記載したものであり、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

照会を受けた者の氏名、ファックス番号及び役職。

(2)　「※２部分」について

照会の内容。

(3) 「※３部分」について

照会を行った公務員の電話番号等。

(4) 「※４部分」について

照会を受けた者の回答内容。

(5) 「※５部分」について

資料提出者の所属、役職及び氏名等。

本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)（１３及び１４ページ）で述べたとおりである。

(6) 「その余」について

僚船の航海日誌の写しであり、いつ、どの地点でどのようなことをしたか、また、その際の天気、風向、風力、気圧、水温等、漁ろうを行う上で重要な要素となる数値が各記載され、また、漁獲高(魚種、数量)が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「※１部分」について

前記第５１の３に同じ。

(2) 「※２部分」について

ア 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第４９の３(1)アに同じ。

イ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査段階にあっては、事故原因と直接関係するか定かでない事項についても幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、必ずしも原因との関連性が明確でない情報を開示することは、記載された内容と事故原因との関

連について誤解や臆測を招き、これに基づいて事実とは異なる報道等により、国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

ウ　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第３の３ (2) エに同じ。

(3)　「※３部分」について

前記第３３の３ (1) に同じ。

(4)　「※４部分」について

前記第５３の３ (2) 及び (3) に同じ。

(5)　「その余」について

前記第５３の３に同じ。

第５６　乙③１及び２の文書について

１　文書の性質及び内容

第五十八寿和丸に積み込んだ燃料に係る購入券ないし規格表である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

燃料の販売者の名称、氏名。

(2)　「その余」について

第五十八寿和丸に積み込んだ燃料の名称、規格、数量。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、第五十八寿

和丸の搭載物に係る事項についての情報を開示すると、これが、事故原因と関連があるかのような臆測を招き、当該搭載物販売者等の社会的評価が低下したり、また、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

船舶の搭載物は、従前の操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、酢屋商店の利益を害するおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３(2)ウに同じ。

第５７　乙③３の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸に搭載されていた無線機器に係る整備・試験結果を記載したものである。

２　不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸に搭載されていた無線機器の型式、製造番号、整備点検内容、各試験項目に係る試験結果・判定等

3　不開示事由該当性

前記第５６の３(2)に同じ。

第５８　乙③４の１(乙③４につき、※４及び※５部分の訂正後のもの)の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故について、東北運輸局長から旧海難審判庁に対し、旧海難審判法に基づいて提出した報告書の写しである。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

報告者の所属、氏名。

(2)　「※２部分」について

第五十八寿和丸の船舶番号、船籍港、航行区域等。

(3)　「※３部分」について

酢屋商店の所在地。

(4)　「※４部分」について

第五十八寿和丸の船長、機関長の氏名、住所。

(5)　「※５部分」について

第五十八寿和丸の船長、機関長の資格情報。

(6)　「※６部分」について

第五十八寿和丸の乗組員の氏名、住所、生死情報。

(7)　「その余」について

第五十八寿和丸の捜索、乗組員の救助方法、救助活動の結果等。

3　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

前記第５２の３(1)に同じ。

(2) 「※２部分」について

前記第５の３(2)に同じ。

(3) 「※３部分」について

前記第５の３(1)に同じ。

(4) 「※４部分」について

前記第２７の３(1)に同じ。

(5) 「※５部分」について

前記第２７の３に同じ。

(6) 「※６部分」について

前記第２７の３(1)に同じ。

(7) 「その余」について

前記第４６の３に同じ。

第５９　乙③５ないし７及び９の文書について

１　文書の性質及び内容

僚船の乗組員の免状ないし免許証及び船員手帳であり、同船を所有する酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

２　不開示部分に記載された情報

僚船の乗組員の氏名、生年月日、本籍、住所、各免許等の内容。

３　不開示事由該当性

前記第２７の３(1)に同じ。

第６０　乙③１０の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、旧横浜地方海難審判理事所の海難審判庁理事官が、第五十八寿和丸と類似した構造を持つ船舶を利用して実施した検査に係る調書である。

2　不開示部分に記載された情報

前記検査の内容及び結果。

3　不開示事由該当性

(1)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

本文書に記載された情報が開示されれば、本件事故調査においていかなる調査をしたかが明らかになり、事故調査における関心事、手法等が明らかになることから、これを懸念する調査官が、将来にわたって行われる同様の調査に際し、同様の手法により幅広く情報収集をすることを自制・ちゅうちょし、その結果、調査官同士、調査官と委員、委員同士の率直な意見交換が不当に損なわれ、ひいては最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、一般に社会の耳目を集める傾向にあるところ、調査段階にあっては、幅広く資料を収集する。そのように幅広く収集された情報のうち、第五十八寿和丸と類似の船舶を用いた調査に係る事項を開示すると、記載された内容と事故原因との関連について誤解や臆測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがある。

(3)「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第６１　乙③１１の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、旧横浜地方海難審判理事所が高等海難審判庁長官に対し、本件事故について報告した際の内部手続に係る文書である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

酢屋商店の所在地。

(2)　「※２部分」について

本件事故関係者の氏名、役職。

(3)　「その余」について

第五十八寿和丸の構造、船籍港等。

３　不開示事由該当性

(1)　「※１部分」について

前記第５の３(1)に同じ。

(2)　「※２部分」について

前記第５２の３(1)に同じ。

(3)　「その余」について

前記第５の３(2)に同じ。

第６２　乙③１２の文書(メモリーカードの内容)について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸以外の船舶の本件事故当時に係るレーダープロッタ内のデータであり、データ自体により、当該船舶が搭載していたレーダープロッタの性能が明らかになるほか、データ解析により、本件事故当時の当該船

舶の航跡、漁ろう状況等が明らかになる。

2　不開示部分に記載された情報

上記データの内容。

3　不開示事由該当性

(1)　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

船舶の搭載物は、従前の操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、情報提供者の利益を害するおそれがある。

(2)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

(3)　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第６３　乙③１４の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の搭載物について、協力者から聴取した口述内容を記載した文書である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、所属、役職及び電話番号等。

(2)　「その余」について

質問及び回答の内容。

3　不開示事由該当性

(1)　「※部分」について

前記第３３の３(2)に同じ。

(2)　「その余」について

前記第３６の３(2)に同じ。

第６４　乙③１５ないし１７の文書について

1　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の搭載していたシーアンカーに係る資料である。

2　不開示部分に記載された情報

(1)　当該シーアンカーの製造・販売者の名称。

(2)　当該シーアンカーの型式、寸法、仕様及び使用方法等。

3　不開示事由該当性

(1)　上記２(1)について

前記第５６の３(1)に同じ。

(2)　上記２(2)について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

当該シーアンカーの寸法、仕様及び使用方法等は、製造した法人の知識及び経験に基づいて培ったノウハウであり、本文書が開示されれば、これらのノウハウが競合他社の知るところとなり、同法人の利益を害するおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３(2)イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第３の３(2)エに同じ。

第６５　乙④１の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸を所有していた酢屋商店が所有する大中型まき網漁業寿和丸船団に係る情報等の資料一式であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

本文書のうち、寿和丸船団の就業規則は、船員法に基づき、第五十八寿和丸を所有していた会社が作成して国土交通大臣に届け出たものであり、当該会社の寿和丸船団における船員の給料その他の報酬、労働時間、休日及び休暇等、法定記載事項のほか、当該所有会社が個々の事情に応じて定めた、災害補償や安全衛生等、福利厚生等に関する条件などが詳細に記載されている。

また、本文書のうち、特定の時期における第五十八寿和丸の整備と航海に関する情報には、当該船舶の航海全般に責任を有する者が、法に基づき、同船が航海に支障のない状態であるか等を点検した結果として、当該船舶の船体全般及び機関全般の健全性、船内に据え置くべき証書類の有無、救命設備の有効期間等、燃料や食料の準備についての情報及び当該船舶の船内の安全管理、衛生管理等に関する会議の結果として、船内作業における注意事項や船内生活における注意喚起についての情報が、具体的に記載されている。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※１部分」について

資料提出者の所属、氏名。

(2)　「※２部分」について

第五十八寿和丸所有する法人の就業規則の内容。

(3) 「※３部分」について

第五十八寿和丸の乗組員の氏名。

(4) 「その余」について

第五十八寿和丸の整備、安全確認等の結果等。

３　不開示事由該当性

(1) 「※１部分」について

前記第５１の３に同じ。

(2) 「※２部分」について

ア　「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法５条２号イ）に該当すること

漁船を安全に運行し、十分な漁獲を得るためには、船員を適切に配置する必要があり、２０トン以上の船舶で漁業を営む場合には、各総トン数に応じて、乗組員の海技資格の種別、人数が定められているところ、近年、漁業に就労する海技士の不足が深刻化しており、船員の確保が漁業会社の経営上の課題となっている。本文書が開示されれば、酢屋商店の雇用条件等が明らかになり、そうなれば、酢屋商店の人材確保及び労務管理に係る情報が競合他社に流出することになり、他者がより有利な雇用条件を提示するなどして人材を確保することにより、酢屋商店における人材確保が困難となるおそれがある。

イ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

前記第３の３ (2) イに同じ。

ウ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第５の３ (2) ウに同じ。

(3) 「※３部分」について

前記第４３の３ (3) に同じ。

(4) 「その余」について

ア 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号) があるものに該当すること

前記第３の３ (2) イに同じ。

イ 「当該事務 (中略) の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き) に該当すること

前記第５の３ (2) ウに同じ。

第６６ 乙④２の文書について

1 文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の完成図書の一部であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※１部分」、「承認欄、作成欄」について

第五十八寿和丸の設計関係者の名称及び姓。

(2) 「※２部分」

第五十八寿和丸の所有者の住所

(3) 「その余」について

第五十八寿和丸の試験内容、試験成績等。

3 不開示事由該当性

(1) 「※１部分」、「承認欄、作成欄」及び「※２部分」について

前記第２２の３ (1) に同じ。

(2) 「その余」について

ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法５条２号イ)に該当すること

前記第２２の３(2)アに同じ

イ 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」

前記第２２の３(2)イに同じ

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」(情報公開法５条５号)に該当すること

前記第７の３(3)に同じ

エ 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記第２２の３(2)ウに同じ

第６７ 乙④３、４、８及び９の文書について

1 文書の性質及び内容

本件事故について、運輸安全委員会の事故調査部門において調査をした結果に係る報告書を取りまとめる段階で作成された審議報告書である。

2 不開示部分に記載された情報

前記１のとおり。

3 不開示事由該当性

(1) 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

ア 運輸安全委員会において、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討

する必要があるところ、各文書は、そうした率直な意見交換及び検討の基礎とされた文書である。各文書の内容が開示されることとなれば、運輸安全委員会において、報告書の内容を最終的に確定する前の段階で、検討内容が開示される可能性を意識することにより、将来にわたり、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ　この点、原告は、前記不開示部分に記載された情報は、作成に関わった個々人の意見が分かるような書き方になっていないことがうかがえることを理由に、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法５条５号）に該当しないなどと主張する（原告第４準備書面１７ページ）。

しかしながら、情報公開法５条５号は、国の機関等の「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの」を不開示情報として規定するところ、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。そして、情報公開法５条５号は、「審議、検討又は協議に関する情報」を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、適正な意思決定手続を確保するために不開示としたものである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」７２及び７３ページ参照）。

このような情報公開法５条５号の規定及びその趣旨に照らせば、「審議、検討又は協議に関する情報」は、国の機関等による意思決定過程において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報で

あれば足り、行政庁職員の個人の意見に限られるものではなく、特定された「個人の意見」が記載されていないことを理由に情報公開法５条５号該当性を否定する原告の主張は理由がない。

(2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

事故原因についての報告書の内容を、最終的に取りまとめる前の、不確定な段階で開示すると、その不確定な情報に基づいて事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

(3) 「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

報告書の内容を確定する前の段階で開示される可能性を意識することにより、事故調査部門内部における率直な意見交換や検討がちゅうちょされることになるおそれがあり、そうなれば、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となって、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第６８　乙④５の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故について、運輸安全委員会の事故調査部門において調査をした結果に係る報告書を取りまとめる段階で、審議報告書案に対して関係先から寄せられた意見の内容とそれに対する運輸安全委員会の対応策が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

審議報告書案の内容及びこれに対する関係先の意見の内容。

３　不開示事由該当性

(1) 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

運輸安全委員会において、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討した結果について、関係者からの意見を広く収集する必要があるところ、本文書は、そうした関係者の意見が記載された文書である。本文書の内容が開示されることとなれば、運輸安全委員会において、報告書の内容を最終的に確定する前の段階で、検討内容及びこれに対する関係者の意見が開示される可能性を意識することにより、将来にわたり、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

事故原因についての報告書の内容を、最終的に取りまとめる前の、不確定な段階における関係者の意見を開示すると、その不確定な情報に基づいて事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

(3) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

前記(1)で述べたとおり、運輸安全委員会は、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討した結果について、関係者からの意見を広く収集する必要があるところ、本不開示部分が開示された場合、関係者が意見の内容を開示される可能性があることを意識し、また、運輸安全委員会においても内部的な対応案が開示される可能性を意識することで、それぞれが率直な意見を述べることをちゅうちょするおそれがあり、そうなれば、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となっ

て、将来における運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第６９　乙④６の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故について、運輸安全委員会の事故調査部門において調査をした結果に係る報告書を取りまとめる段階で、審議報告書案に対して原因関係者から寄せられた意見の内容が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

(1)　「※部分」について

意見を提出した原因関係者の氏名及び所属等。

(2)　「その余」について

審議報告書案の内容及びこれに対する原因関係者の意見の内容。

３　不開示事由該当性

(1)　「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、事故の原因関係者に係る情報を開示すると、これが、昨今普及しているＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2)　「その余」について

ア　「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

前記３(1)と同じ。

イ　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会において、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討した結果について、原因関係者からの意見を収集する必要があるところ、本文書は、原因関係者の意見が記載された文書である。本文書の内容が開示されることとなれば、運輸安全委員会において、報告書の内容を最終的に確定する前の段階で、その検討内容及びこれに対する原因関係者の意見が開示される可能性を意識することにより、将来にわたり、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

事故原因についての報告書の内容を、最終的に取りまとめる前の、不確定な段階における原因関係者の意見を開示すると、その不確定な情報に基づいて事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

エ　「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

前記イで述べたとおり、運輸安全委員会は、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討した結果について、原因関係者からの意見を収集する必要があるところ、本不開示部分が開示された場合、原因関係者が、意見の内容を開示される可能性があることを意識することにより、率直な意見を

述べることをちゅうちょするおそれがあり、そうなれば、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となって、将来における運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第７０　乙④１０の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故について、運輸安全委員会の事故調査部門において調査をした結果に係る報告書を取りまとめる段階で、原因関係者から寄せられた意見の内容とそれに対する運輸安全委員会の対応策が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

前記１のとおり。

３　不開示事由該当性

(1)　「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条５号）に該当すること

前記第６９の３(2)アと同じ。

(2)　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

前記第６９の３(2)イと同じ。

(3)　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（情報公開法５条５号）があるものに該当すること

前記第６９の３(2)ウと同じ。

(4)　「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法５条６号柱書き）に該当すること

前記第６９の３(2)イで述べたとおり、運輸安全委員会は、事故原因を調

査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、事故調査部門内部において率直に意見を交換し、検討した結果について、原因関係者からの意見を収集する必要があるところ、本不開示部分が開示された場合、原因関係者が意見の内容を開示される可能性があることを意識し、また、運輸安全委員会においても内部的な対応案が開示される可能性を意識することで、それぞれが率直な意見を述べることをちゅうちょするおそれがあり、そうなれば、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となって、将来における運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第７１　乙④１１の文書について

１　文書の性質及び内容

本文書は、本件事故の調査段階において、外部に委託して得られた事故発生状況に関する解析結果のうち、報告書には盛り込まれなかった情報が記載された文書である。

２　不開示部分に記載された情報

前記１のとおり。

３　不開示事由該当性

(1)　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

運輸安全委員会において、事故原因を調査した結果を報告書に取りまとめるに当たっては、最終的に報告書に盛り込まれないものも含めて広く調査をする必要があるところ、本文書は、そのようにしてされた調査のうち、最終的に報告書に盛り込まれなかった事項が記載された文書である。本文書の内容が開示されることとなれば、運輸安全委員会において、報告書に盛り込ま

れない調査内容まで開示される可能性を意識することにより、将来にわたり、広く調査をすることが回避され、それにより、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法５条５号)があるものに該当すること

事故原因についての報告書に盛り込まれなかった内容を開示すると、その内容について事実とは異なる報道がされたり、それにより、国民に混乱を招くおそれがある。

(3) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法５条６号柱書き)に該当すること

報告書に盛り込まれない内容まで開示される可能性を意識することにより、広く調査を行うことや事故調査部門内部における率直な意見交換や検討がちゅうちょされることになるおそれがあり、そうなれば、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能となって、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第７２　情報公開法５条１号本文の意義

１　被告準備書面(11)（４及び５ページ）で述べたとおり、情報公開法５条１号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」にいう「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報のみならず、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。そして、東京高等裁判所平成２６年１０月９日判決(判例秘書登載)は、「一般に容易に入手することができる情報ばかりではなく、当該個人の関係者が入手可能であると通常考えられる情報と照合

することによって、特定個人を識別することができる情報であれば、法(引用者注：情報公開法)５条１号(個人識別情報)に該当する」と判示している。

２　この点、本件における不開示部分の情報公開法５条１号該当性については、被告準備書面(11)(８ないし２１ページ)で述べたとおりであるが、何人も情報公開請求をすることができることに照らせば、当該個人が所属する法人の大小にかかわらず、当該個人が所属する法人の関係者が入手可能であると通常考えられる情報と照合することによって特定個人を識別することができる情報であれば、情報公開法５条１号の個人識別情報に該当すると解すべきである。

３　そして、乙①６４等[*1]に係る当該個人が所属する法人は、当該法人の社員ないし組合員は２０名に満たない小規模なものであって、関係者が入手可能であると通常考えられる情報と照合することによって、特定個人を識別することはより容易であると認められる。

また、その余の法人は、従業員数が比較的多い法人[*2]ではあるものの、このような法人は、それぞれの組織が部門ないし地域等で細分化されていることに照らせば、いずれにしても、当該個人が所属する部門等の所属人数は多くはなく、当該個人が所属する法人の関係者が入手可能であると通常考えられる情報と照合することで、特定個人を識別することができるといえる。

以　上

---

*1　乙①６４、乙②２８、乙②３１、乙②３７、乙②３８、乙②４０ないし４３、乙②５３、乙③１、乙③１４、乙③１５、乙④１及び乙④６。

*2　乙①８に係る法人の社員数は約２００人、乙③１に係る法人の社員数は約１５００人、乙①３４等に係る法人の写真数は約３０００人超である。